平成２２年（フ）第４５６号
京都市下京区五条通堀川西入柿本町576番地
１　フレア五条201号、前住所滋賀県栗東市霊仙寺６丁目15番13号
債務者　竹本　知生
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５７号
京都市下京区五条通堀川西入柿本町576番地
１　フレア五条201号、前住所滋賀県栗東市霊仙寺６丁目15番13号
債務者　竹本佐紀子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６０４号
滋賀県湖南市吉永223番地192、前住所大津市本堅田３丁目14番３号　エステート堅田202
債務者　瀬川　美緒
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６７０号
兵庫県姫路市青山南１丁目２番５―204号
県公営住宅青山団地５号棟、従前の住所兵庫県姫路市夢前町護持1364番地75
債務者　野中　　修
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６７１号
兵庫県姫路市青山南１丁目２番５―204号
県公営住宅青山団地５号棟、従前の住所兵庫県姫路市夢前町護持1364番地75
債務者　野中　優子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８３４号
兵庫県姫路市網干区浜田816番地44市営網干西住宅１棟117号
債務者　石田　宮子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８４８号
兵庫県加古郡播磨町北本荘１丁目15番15号、従前の住所横浜市瀬谷区下瀬谷１丁目７番地４ドエル籾山203
債務者　松下めぐみ（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９１４号
兵庫県高砂市西畑３丁目８番25号
債務者　佐伯　大輔
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９４９号
兵庫県姫路市広畑区則直146番地５エクセラン國木Ⅱ102
債務者　久保田佳世
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９５４号
兵庫県加古川市加古川町北在家605番地　アネックスハイブリッジＡ―202号、従前の住所神奈川県海老名市さつき町６番地315
債務者　春名　孝敏
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１２１０号
広島市西区観音新町１丁目17番18号
債務者　大城戸隆博
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８３４号
広島市南区出汐１丁目17番10―202号
債務者　楠瀬　浩子（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９００号
広島市南区東雲本町３丁目６番40号
債務者　大久保賢治
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１８号
福岡県みやま市瀬高町小川1235番地４　みやま市営住宅堀池園団地６棟５号
債務者　藤岡シヅヱ
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
福岡県八女市室岡456番地
債務者　太田　幸雄
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第９４号
宮崎県児湯郡木城町大字椎木4503番地、前住所宮崎県児湯郡川南町大字平田1931番地２
債務者　金海　幸雄
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
宮崎地方裁判所破産係